



鳥取県公報

平成 30 年 11 月 16 日(金)
第 9 0 5 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 公 告	自衛官の募集（危機対策・情報課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活環境課）・・・・・・・・・・ 2

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項（第118条においてその例によることとされた場合を含む。）の規定に基づき、平成30年度自衛官候補生募集に係る募集期間等について、次のとおり告示する。

平成30年11月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 採用する自衛官候補生予定数
陸上要員（男女）、海上要員（男子のみ）、航空要員（男子のみ）：合わせて50名程度
- 2 募集期間
平成30年11月16日（金）から同年12月7日（金）まで
- 3 試験種目
筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査
- 4 試験期日及び試験場
 - (1) 試験期日
平成30年12月15日（土）
 - (2) 試験場
航空自衛隊美保基地（境港市小篠津町2258）
- 5 合格発表予定日
試験実施日に示す日
- 6 採用予定時期
平成31年3月下旬又は4月上旬（詳細は、採用予定通知書で通知する。）
- 7 応募資格
採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満（ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日において33歳に達していない者に限る。）の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。
- 8 問合せ先
 - (1) 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）
 - (2) 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等
本部（0857-23-2251）
鳥取募集案内所（0857-26-4019）
倉吉地域事務所（0858-26-2900）
米子地域事務所（0859-33-2440）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成30年11月16日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

- 1 講習の種別及び受講対象者
経験者講習
鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。
 - (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
 - (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
----	-----	-----	-----------

種別			
経験者講習	平成30年12月18日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	琴浦大山、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑